

メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託 業務仕様書

1 目的

令和6年10月9日(水)～11日(金)に千葉県幕張メッセで開催される展示会(メディカルジャパン東京)に「三重県ブース」を出展するにあたり、ブースの装飾を委託することにより、全国各地から来場する企業、医療・福祉関係者に県内企業が持つ製品や技術、サービス等をPRする上での訴求力を高めることを目的とする。

2 業務の名称

メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

4 業務概要

(1) 委託期間 契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

(2) 業務内容

メディカルジャパン東京において装飾を施した「三重県ブース」の設置及び撤去

ア 対象展示会

展示会名：メディカルジャパン東京

開催期間：令和6年10月9日(水)～11日(金)

開催場所：幕張メッセ(千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)

搬入・施工期間：令和6年10月7日(月) 8:00～8日(火) 22:00

搬出・撤収期間：令和6年10月11日(金) 18:00～22:00

イ 「三重県ブース」の設置場所

設置場所：幕張メッセ 展示ホール1～3(ブース番号13-2)

スペース：6m×5.4m(2方向が通路、1方向は隣接小間有。1方向は壁面)

ウ 設置内容

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。
※今年度の出展要項は、公告日において公開されていないため、参加資格確認のあった者に別途送付する。なお、昨年度のメディカルジャパン東京の出展要項を参考として添付する。
- ・「三重県ブース」スペースの全面にカーペットを設置すること。
- ・出展者名を明確にするため、出展企業6社分の社名板(統一デザイン)を設置すること。
- ・「三重県ブース」内で出展企業6社が展示パネルや展示台を用いてPRできるスペースをそれぞれ均等に設けること。
- ・各社展示スペースに展示台1つ及び椅子1脚を設置すること。なお、展示台は、荷物等を収納するスペース機能も兼ねていること。
- ・小展示台を1つ設置すること。なお、小展示台は荷物等を収納するスペース機能も兼ねていること。
- ・各社展示スペースにコンセント(100V、2口)を1つ設置すること。
- ・通路に面する2方向から「三重県ブース」と視認できるような装飾とすること。
- ・三重県の県章は、委託者が提供する画像データを使用すること。また、ブース全体

は緑色を基調として装飾すること。

- ・隣接小間及び壁面のある2面には、バックパネル（高さ2.7m以上3.6m以下、幅5.4mないし6m）を設置すること。
- ・スポットライト等必要な照明を設置すること。
- ・ブース内に商談用のテーブル1台及び椅子4脚を2セット設置すること。
- ・出展者による自社小間への出入りに配慮したレイアウトとすること。
- ・設置にかかるすべての運搬・撤去費用を含むこと。（電気工事含む。）
- ・別添に示すイメージを基に、訴求力や視認性が高まり、県ブースへの来場促進につながる独自の装飾提案を盛り込むこと。なお、委託者が示すイメージはあくまで参考である。

（参考）「三重県ブース」のレイアウトイメージは別添①～③のとおり。

（参考）社名板のデザインイメージは別添④のとおり。

(3) 施工期限 令和6年10月 8日（火）22：00まで

(4) 撤収期限 令和6年10月11日（金）22：00まで

(5) 委託業務実績報告書の提出

受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を委託者に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書を以下のとおり三重県雇用経済部新産業振興課に提出する。

記載事項 ①事業概要

②実施した項目及び時間

③実施結果

提出様式 紙媒体（A4）1部及び電子媒体

5 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 業務の実施にあたって、受託者は委託者と連絡を密にして情報を共有すること。また、重要な事項については、事前に委託者の承認を得ること。
- (2) 業務実施の結果もしくは委託期間内に、所定の成果を達成できなかったとき、または達成できないことが明らかとなったときは、委託者は委託費を減額し、もしくは委託契約を解除できるものとする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴

力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委託者に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに委託者に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班 担当：山際

Tel：059-224-3113 FAX：059-224-2078 E-mail：shinsang@pref.mie.lg.jp